

平成 25 年度 第 1 回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

日 時 平成 25 年 12 月 17 日（火） 午後 1 時 30 分から（約 1 時間）

場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3 階 庁議室

出席委員氏名 土居 修身（愛媛大学社会連携推進機構・教授）
藤崎 茂（愛媛県建設技術支援センター・事務局長）
森岡 研二（伊予銀行・八幡浜支店長）

市出席者 中榮 忠敏（総務企画部長）
菊池 賢造（産業建設部長）
藤原 賢一（財政課長）
山内 慎一（契約検査室長）
菊池 茂孝（契約検査室次長）
河野 有紀（契約検査室契約係主事）

説明事項 八幡浜市入札監視委員会の概要について説明
八幡浜市の入札制度について説明

議題

議題 1 委員長の選任について

委員長 土居 修身（委員による互選）

議題 2 審議事案の抽出について

委員長の指名により、藤崎委員が抽出委員を務める。

第 2 回委員会の開催について

平成 26 年 1 月 30 日（木）午後 1 時 30 分から

＊ 報告事項及び議事等における意見、質問、回答は別紙のとおり

別紙

平成 25 年度 第 1 回 八幡浜市入札監視委員会 審議概要

意見・質問	回 答
発注工事の中で、予定価格が 5 0 0 0 万円以下でも一般競争入札を実施しているものや、予定価格が 1 3 0 万以上でも随意契約を実施しているものがあるがその理由は何か有るのか。 一般競争入札は、価格競争で行う方法のみか。総合評価方式のようなものも行っているのか。 総合評価落札方式で入札を行うという判断はどこでするのか。 随意契約でも予定価格を設定するのか。また、その予定価格は業者の見積りから作成するのか。	一般競争入札については、通常は予定価格 5 0 0 0 万円以上の工事を対象としている。しかし、5 0 0 0 万円以下の工事においても施工方法や地域性を考慮し、一般競争入札で行う場合もある。 また、1 3 0 万円を超える当該随意契約については、特殊工事（修繕）であり当初の施工業者にしか修繕が実施できないため、八幡浜市契約規則第 2 4 条に規定している「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから随意契約とした。 一般競争入札における総合評価落札方式については、過去には実施した事例はあるが、平成 2 4 年度は実施していない。市立八幡浜総合病院改築事業については、設計と施工を一括で行うデザインビルド提案型で実施し、入札については市立八幡浜総合病院の事務局が実施している。 競争参加資格審査会において行う。 随意契約においても、競争入札と同様に予定価格を設定している。1 社のみの場合であっても、見積単価等を精査し設計書を作成して予定価格を設定している。

別紙

意見・質問	回 答
工事ごとに予定価格・最低制限価格等を設定すると思うが、公表されている入札結果の中では落札率はあまり変わらないものか。また、業者が独自の積算で最低制限価格を出すことは可能か。 抽出工事の１件あたりの審議時間はどれくらいを想定しているのか。	各業者の利益や、手持ち工事との兼ね合い等により落札率にバラつきが出るのではないかと考えている。最低制限価格の算式を公表しており、公表している入札結果の予定価格や、国土交通省等が公表している各種単価資料を研究し計算を行えば、ある程度正確な積算は可能である。 １回の委員会で、５件程度の案件を審議していただくことを予定している。委員会全体を２時間程度で考えており、１件あたり２０分程度になると考えている。

(様式第 4 号)

平成 2 5 年度 第 2 回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 2 6 年 1 月 3 0 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3 階 庁議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 土居 修身 (愛媛大学社会連携推進機構・教授) 委 員 藤崎 茂 (愛媛県建設技術支援センター・事務局長) 委 員 森岡 研二 (伊予銀行・八幡浜支店長)	
審議対象期間	平成 2 4 年 4 月 1 日～平成 2 5 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	総件数 5 件 (別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、藤崎委員が案件を抽出
一般競争入札	2 件	
指名競争入札	3 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No.	件 名	入札方式
1	市立八幡浜総合病院改築事業	一般競争入札 (設計施工一括発注方式による総合評価)
2	土総第2号 田浪残土処分場築造工事	一般競争入札
3	水単第2号 臨港道路1号線配水管改良工事	指名競争入札
4	23国補漁第1号 八幡浜漁港臨港道路2号線道路改良工事	指名競争入札
5	24国補港建委 第19号ー2 海産物直売所電気設備工事	指名競争入札

別紙

平成 25 年度 第 2 回 八幡浜市入札監視委員会 審議概要

意見・質問	回 答
○一般競争入札（設計施工一括発注方式による総合評価） ・市立八幡浜総合病院改築事業	
・今回の入札方式について参考にしたものはあるか。 ・入札条件の設定等で特に工夫した点はあるか。 ・審査委員の選定はどのようにしたか。 ・審査委員会の開催数や開催時間はどれくらいか。	・愛媛県立中央病院などの建替え工事を参考とした。また、委託していた病院建設コンサルタントの助言も参考とした。 ・評価点については、価格点と技術点があるが、価格点の占める割合が高くなると価格重視になってしまう。良い技術提案を出してもらうために、価格点は 4 0 0 点とし、技術点を 6 0 0 点とした。 ・要綱に基づいて、学識経験者および行政関係者から選定を行った。愛媛大学医学部から当院内に設置している救急医療学講座地域サテライトセンターの医師である当市出身の本田教授に委員長をお願いした。また、公立病院の経営改善に詳しい公認会計士、病院建設に詳しい大学教授、地域医療の観点から八幡浜医師会長、そして内部から副市長と市立病院長を委員に選定した。 ・開催は 2 回。1 回目は審査方法等について協議した。2 回目は業者ヒアリングを 2 日間にわたり実施し、意見交換を行いながら、各委員が採点を行った。なお、価格評価点については、各審査委員の技術評価点が確定した段階で発表し、評価の公平性に配慮した。

別紙

意見・質問	回 答
・公表のタイミングが遅かったのではないか。 ・評価結果の公表の中で、価格点の差について市民へ十分説明しているか。 ・審査委員の選定や、一連の手続き等入札そのものについては、適当に執行されたと認められる。ただし、重要な入札であったことを考慮すると、入札結果を含む内容について、市民への説明を手早く詳細に実施しておけばよかったのではないか。	・落札者の公表は、落札決定後すぐに実施している。 ・ホームページ等の公表では、落札できなかった業者に配慮し、不備・改善点等の具体的なマイナス評価は掲載しなかった。しかし、平成24年9月に開催された市議会民生文教委員会での意見をうけて、市広報誌11月号で入札方法と、より具体的な評価内容を掲載した。

別紙

意見・質問	回 答
○一般競争入札 【土総第2号 田浪残土処分場築造工事】 ○指名競争入札 【水単第2号 臨港道路1号線配水管改良工事】 【23国補漁第1号 八幡浜漁港臨港道路2号線道路改良工事】 【24国補港建委 第19号ー2 海産物直売所電気設備工事】	
・一般競争入札と指名競争入札の違いは、工事価格以外に何かあるか。 ・一般競争入札も指名競争入札も、入札参加資格条件の設定で考えれば同じか。 ・価格以外の要素を入れた入札が一般的には増加してきているが、その点はどのように考えているか。また、総合評価落札方式のメリットとして、市内業者には無い高い技術力を持つ市外業者を採用することができることが挙げられるが、その点はどうか。 ・市民に対し入札制度等について周知する機会はあるのか。 ・本日受けたような説明を受ける窓口はあるのか。	・一般競争入札については、発注者が入札参加資格の条件を設定し公告を行い、これを満たしている業者が入札に参加してくる。 指名競争入札は、発注者が条件を設定し、それを満たしている業者を指名して入札を行う。 ・条件設定の基本的な考え方は同じである。 ・原則として、市内業者で施工可能な工事は市内業者へ発注する方針である。市内業者で施工できない工事は、市外に条件を広げている。総合評価落札方式については、市外業者を入れるような場合に検討していきたい。 ・入札制度・入札結果については市ホームページにて公表している。 ・問い合わせが有れば財政課契約検査室契約係で対応する。

別紙

意見・質問	回 答
・入札参加条件をA等級としている場合の理由は何か。 ・愛媛県の格付け点数と、八幡浜市の格付け点数は異なるのか。 ・B等級からA等級へ上がる業者もあるか。 ・市内業者を優先するという地域振興の観点も理解できるが、市民から見ると、価格だけでなく良質なものを作ってほしいという考えもあるのではないか。 ・低入札案件において、数値的判断基準にて失格となるのには、どのような理由が考えられるか。 ・入札手続き全般について問題なし。	・八幡浜市建設工事請負業者選定要綱により、設計工費に応じて決定している。ただし、年度内の発注状況を考慮し特定の等級の業者に偏らないよう指名業者を選定している。また、工事価格が3000万円以上のものは競争参加資格審査会の中で審査している。 ・経営規模等評価結果通知書の点数を基本とし、当市独自に加点・減点を行っているため、愛媛県とは異なる。 ・2年ごとに入札参加資格の更新を行っており、八幡浜市建設業者格付事務取扱要領により算定した格付総合数値に応じて、上がる業者下がる業者がある。 ・価格以外の要素を入れた総合評価落札方式の場合、最低価格で入札した者が落札しないことがあり、価格だけでなく良質なものを作るための入札であることを十分説明する必要がある。 ・細かな積算をしていないのではないか。調査基準価格の算式、数値的判断基準については市のホームページで公表している。それに基づき計算を行えば、失格になる事は少ないと考えられる。